

みんなの人権



磐田市

年 組

目 次

じんけん 人権って、なに？	1
せ かいじんけんせんげん 世界人権宣言	2
に ほんこくけんぽう 日本国憲法	3
私たちの身のまわりには、こんな差別がありませんか。	4
私たちのなにげない行いや言葉によって 友だちが心を痛めていることに気づいていますか。	5
ものごとを見つめるあなたの心と目はたしかですか。	6
一人ひとりの性のあり方は異なることを知っていますか。	7
さまざまな人権問題	8
ふじの国人権宣言	11
せい き じんけん せい き 21世紀は人権の世紀	12
弱いところでつながっていく	13

< 先生・保護者の方へ >

「人権」という視点から普段の生活を見直してみると、日常生活の場面でも様々な問題があることに気がつかされます。

人は皆、幸せになる権利があります。しかし、偏見や差別、あるいは暴力などによって、現実には依然として多くの人権問題が存在します。

様々な人権問題の解消のためには、一人ひとりが人権を取り巻く現実を正しく知り、お互いを理解し、思いやり、認め合い、自分のこととして考え、意識を持ち続けることが大切です。

是非、お子さんと一緒にパンフレットをご覧ください、全ての人々が手を取り合って生きることでできる社会の実現について、話し合ってみてください。

人権って、なに？

私たちが住む地球には、大人や子ども、男の人、女の人、障がいのある人、肌の色、生まれた場所や言葉、信じている宗教など、いろいろな違いをもった人々がいます。

けれども、そんな違いには関わりなく、どんな人も、いのちのある限り、平等にもっている『わたしも、あなたと同じ人間です』という権利のことを人権といいます。

1948年に国際連合は、世界人権宣言を採択しました。この宣言には、すべての人が人間として尊重され、自由で、平等であり、差別されてはならないことが書かれています。また、日本国憲法でも世界人権宣言と同じような内容を定めています。

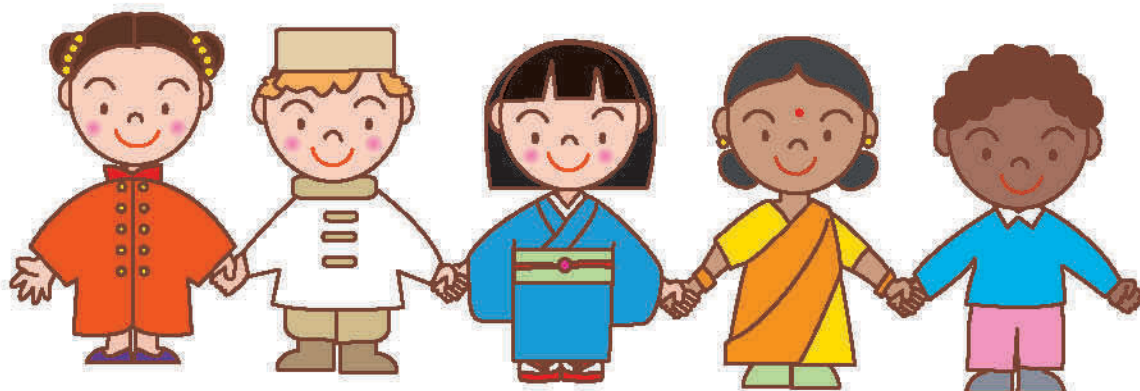
つまり人権を尊重することは、私たちが生活する上で、大切な基本となるルールであるといえます。このルールをひとりひとりが大切にすることで、「あなたもわたしも」ゆたかで幸せに生きることができるのです。

磐田市は、講演会を開いたり、人権擁護委員と協力したりして、人権を正しく理解するためのきっかけづくりを行っています。あらゆる差別をなくし、すべての人が尊重される社会の実現のためには、私たちの周りには、様々な人権問題を知り、それについて考え、自分の意見を持ち、行動することが大切です。

※1 採択（さいたく）…会議で話し合った結果、認められ採り入れること。

※2 尊重（そんちょう）…価値あるもの、尊いものとして大切に扱うこと。

※3 人権擁護委員（じんけんようごいいん）…法務大臣からまかされ、まちの人たちの人権を守る活動をしている人で、みなさんの身近な相談相手です。



世界人権宣言

人権を守るために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」があります。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、^{※1}尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。(第1項)

※1 尊厳（そんげん）…一人の人間の存在を尊いものとして尊重すること。

※2 同胞（どうほう）…兄弟姉妹・仲間たち。



話し合ってみましょう

私たちはかけがえのない存在です。そして、誰もが人間らしく、幸せに暮らす権利、「人権」を持っています。
あなたにとって「人権」とは何だと思いますか。
このパンフレットをヒントに、まずは自分で考え、そして、お友達や先生やおうちの人と話し合ってみましょう。

に ほん こ く けん ぽ う 日本国憲法

人はそれぞれに生き方が違いますが、すべての人の人権が守られなくてはなりません。

日本国憲法は「基本的人権」を保障しています。

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条

すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(第1項)

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

※1 享有（きょうゆう）…人が生まれながら身につけて持っていること。

※2 侵す（おかす）…他人の権利をそこなうこと。

※3 信条（しんじょう）…正しいと信じ、守っている事柄。

※4 門地（もんち）…家がらなどのこと。

※5 信託（しんたく）…信じてたくすこと。

磐田市こどもの権利と笑顔約束条例

こどもの権利リーフレット
「人生のおまもり BOOK」▶



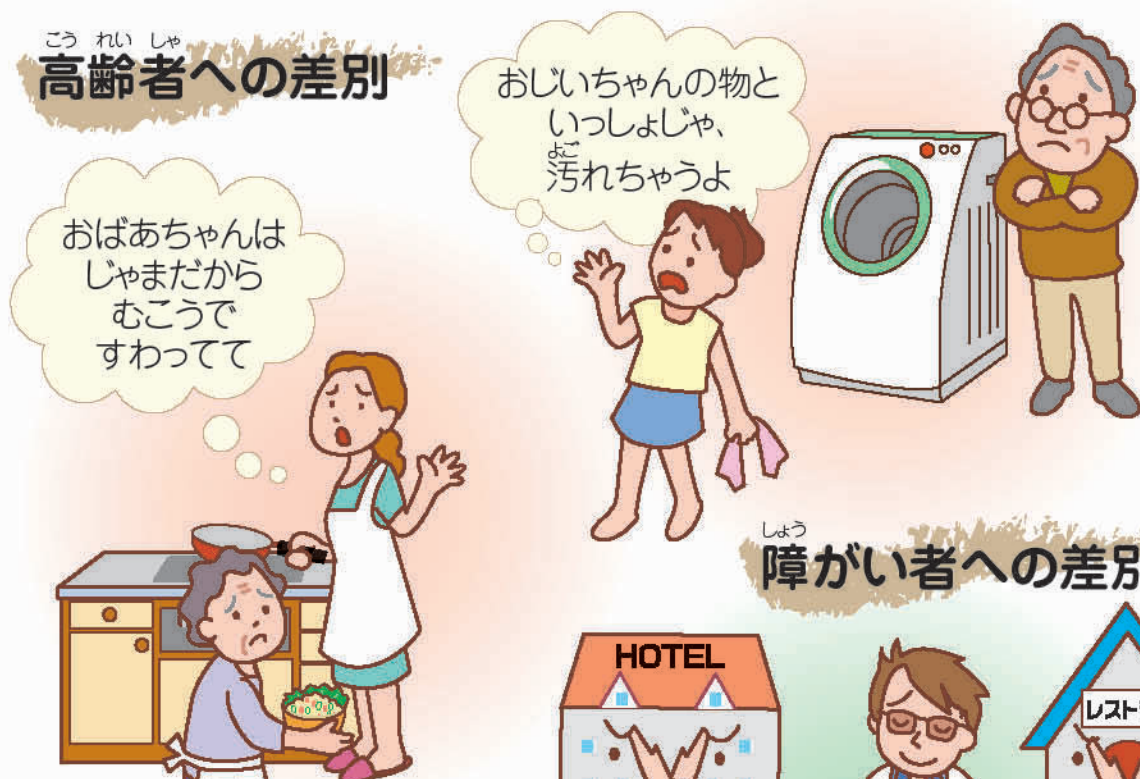
磐田市に関わる全ての人々が、こどもの権利に対する理解を深め、尊重することで、「こどもが心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまち」を実現するための条例です。私たちの権利が守られ笑顔でいられることを願い、令和7年に制定しました。

この条例が、誰にでもわかりやすい言葉として伝わるように、磐田市の小中学生を中心とした、「こども若者会議」でこどもの権利リーフレットをつくりました。ぜひ読んでみてください。



私たちの身のまわりには、こんな差別が ありませんか。

高齢者への差別



男女の役割の差別



おこな こと ば
私たちのなにげない行いや言葉によって友だちが
心を痛めています。こんなとき自分ならどうしますか。



ものごとを見つめるあなたの心と目は
たしかですか。あなたならどのように考えますか。



A cartoon illustration of a young boy with brown hair, wearing a blue long-sleeved shirt. He is holding a black and white soccer ball with both hands. He has a surprised or excited expression on his face, with wide eyes and an open mouth. A small yellow speech bubble is coming from his mouth.

休みの日は
お菓子作りをしているよ。
将来はパティシエに
なりたいな。

A cartoon illustration of a young girl with brown hair in a ponytail, wearing a green shirt. She is shown from the chest up, with her right hand resting on her chin and her left hand extended forward, appearing to be in deep thought or listening intently.

7

さまざまな人権問題

私たちが生活している社会には、さまざまな人権^{じんけん}に関わる問題があります。これらの問題を解決^{かいけつ}し、すべての人の人権が尊重^{そんちょう}された社会を実現^{じつげん}するためには、私たち一人一人が問題に気づき、正しく理解^{りかい}し行動することが必要です。

男 女

性別^{せいべつ}に関わらず、自分らしく暮らせる社会^くの実現^{じつげん}を！

- ・「男だから」「女だから」という性別だけで、職業や役割を区別^{くわくべつ}する意識^{いしぎ}や差別^{さべつ}（職業^{しよく}、昇進^{しやうしん}、役職^{やくしよく}、社会・政治参加^{しやかい・せいじさんか}、家事^{かじ}、育児^{いくじ}、介護^{かいご}など）
- ・性的な発言や行動による、いやがらせ（セクシャル・ハラスメント）など



子ども

「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利^{けんり}は、子どもにとって一番大切な4つの柱であると『子どもの権利条約』^{じようこのけんりじやうやく}は定めています。

- ・いじめや体罰^{たいはつ}、それらが原因による自殺^{じさつ}
- ・児童虐待^{じどうぎゃくたい}（身体的虐待^{しんてきぎゃくたい}、性的虐待^{せいせきぎゃくたい}、ネグレクト^{ネグレクト}（養育放棄^{よういくほうし}等）、心理的虐待^{しんりてきぎゃくたい}）など



高齢者

豊かな知識^{ちしき}と経験^{けいけん}をもつ社会の担い手^{にまたて}として、活躍^{かつやく}が望まれています。たがいに支え合う地域づくりをしていきましょう。

- ・じゃまものの扱い、つまはじき、必要な介護サービスを受けさせない
- ・家族等による財産^{ざいさん}の使い込み（経済的虐待^{けいざいてきぎゃくたい}）など



障がいのある人

意欲^{いよく}と能力^{のうりよく}の発揮^{はつき}可能な社会の実現^{じつげん}のため、こころや、日常生活にひそむ様々なバリアを除くことが必要です。

- ・心ない言葉、態度^{たいど}や扱い^{あつか}による差別
- ・車いすの人や盲導犬^{もうどうけん}を同伴した人への入店・サービス拒否^{きよひ}、生活の中での不便^{ふべん}（道路の段差^{だんさ}、点字の不足など）など



同和問題

根拠^{こんこ}のない風評^{ふうへう}や固定観念^{こていかんねん}にとらわれず、正しい認識^{ちんしき}をもちましょう。

- ・日本の長い歴史の中でつくられた身分制度^{みぶんせいど}による差別。特定の地域出身^{とくていしやうしん}であることや、そこに住んでいることを理由に、様々な差別が今なお残る問題（インターネット上での悪質な書き込み、結婚に対する差別意識^{さべついしぎ} など）。



外国人

ちが みと く たぶん かきょうせい いしき
違いを認め合い、共に暮らす多文化共生の意識を持ちましょう。

- ・言葉や生活習慣、制度、宗教、文化の違いなどから生まれる誤解や偏見※2
- ・特定の人種、民族、国籍、宗教などの少数者に対する差別的言動（ヘイトスピーチ） など



感染症患者等

責めるべきは人ではなくウイルスです。正しい知識と理解を！

- ・新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別や、プライバシー侵害※3などの人権問題が発生しています。



犯罪被害者等

どんなに時間が経過しても、心に深い傷を抱えている人がいます。

- ・犯罪の被害者やその遺族・家族などは、事件による直接的な心身の被害以外にも、精神的ショックや経済的な負担、捜査・裁判の負担、興味本位のうわさ話、心ない誹謗中傷、報道によるプライバシーの侵害、などによる二次被害を受けることがあります。



※市は「磐田市犯罪被害者等支援条例」をつくり、被害からの回復・軽減の支援をしています。

インターネットによる人権侵害

ルールやマナーを守り、発信には責任を！

- ・インターネットや携帯電話を利用した差別書込みや誹謗中傷
- ・個人情報流出・拡散、特定の個人への集中的な攻撃、ネットいじめ、SNSでの悪口や仲間外し など



性的少数者（LGBTQ+）

決して特別な存在ではありません。

- ・からだの性とこころの性が一致しない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切なあつかいを受けたりする など
- ・一人一人に個性があるように、性にも多様性があります。



その他

他にも、こんな人権に関する問題があります。

- ・アイヌの人々
- ・ハンセン病患者、元患者、その家族
- ・刑を終えて出所した人
- ・拉致された被害者等
- ・ホームレス
- ・人身取引（性的サービスや労働の強要等）
- ・災害に起因する人権問題

※1 風評（ふうひょう）…世間（せけん）の評判

※2 偏見（へんけん）…かたよったものの見方

※3 侵害（しんがい）…他人の権利などをおかすこと

※4 誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）…事実でない悪口をいいふらして、他人を傷つける行い。

では、このような問題に人々がどのくらい関心があるのか、みてみましょう。

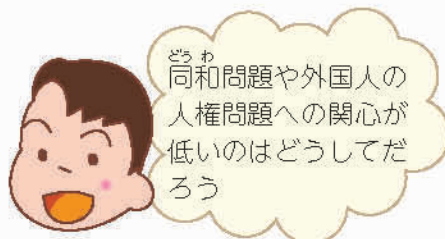
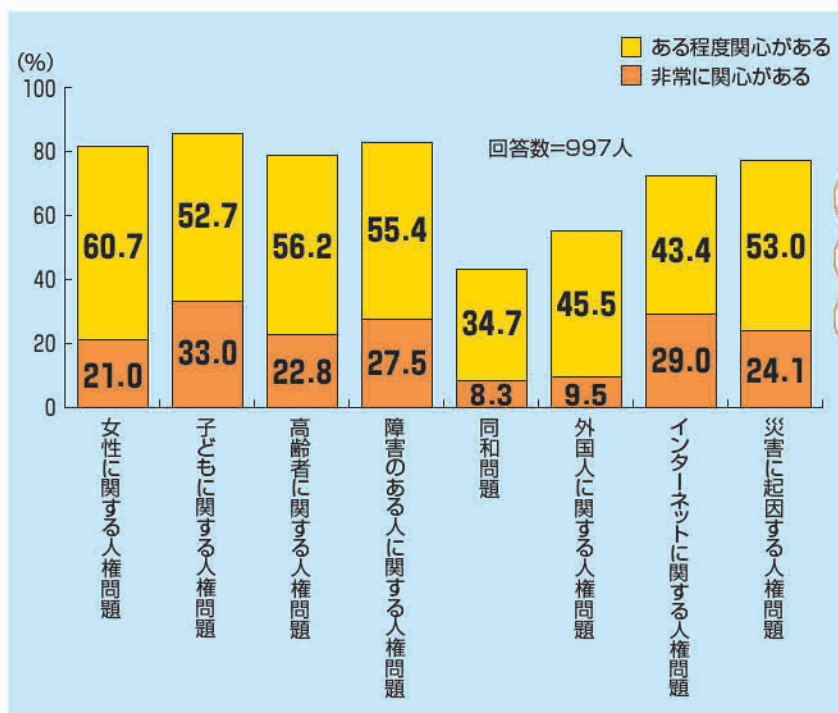
令和6年度に静岡県人権啓発センターでは、「人権問題に関する県民意識調査」を行いました。

その結果が下にあるグラフです。

Q.次にあげた人権問題にどの程度関心がありますか？

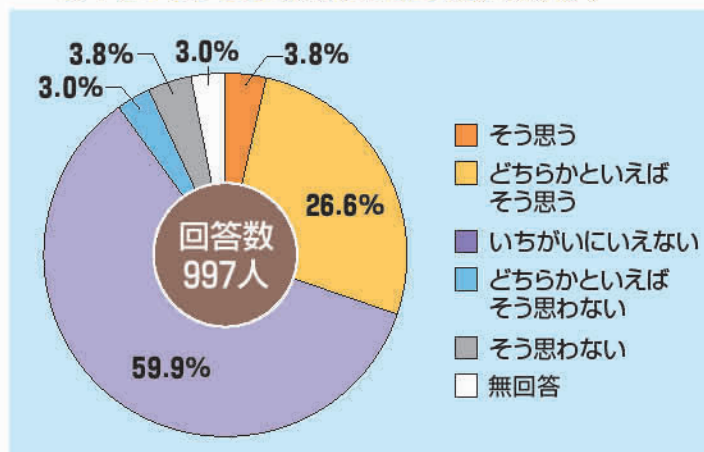
「子どもに関する人権問題」「障害のある人に関する人権問題」「高齢者に関する人権問題」などに多くの関心が寄せられています。

あなたはどの問題に関心がありますか？



Q.静岡県は「人権尊重の意識が生活の中に定着した県」になっていると感じますか？

●下のグラフを見て、あなたはどう思いますか。



だれもが人間らしく、幸せに暮らしていくことのできる社会の実現にむけて、静岡県では平成16年12月15日に「ふじのくに人権宣言」を発表しました。
この人権宣言に示されていることをみんなで実践していきましょう。

ふじのくに人権宣言

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

この世界人権宣言第1条は、人類社会の至高の理想と私たちがいかに生きていくべきかを示しています。

その実現に向けて、人権問題の多くに内在する差別意識を解消するとともに、互いの人権を尊重し合う社会を築いていきます。

そのために、私たちは毎日の生活の中で、次のことを実践します。

- 1 自分の人権はもちろん、他人の人権をも敏感に感じる心を養います。
- 2 日ごろから人権問題に関心を持ち、自分自身の問題として考え、行動します。
- 3 家庭や地域社会、職場などで、人権問題について話し合う機会を作ります。
- 4 個性の多様性を受け入れ、異なる個性と共存していくという意識を持ちます。

平成16年12月15日

静岡県人権会議

※1 至高（しこう）…この上なく高いこと。最高。

※2 内在（ないざい）…あるものが、そのものの中におのずから存在すること。

※3 多様性（たようせい）…いろいろな種類や傾向のものがあること。

21世紀は人権の世紀

男女や子ども、高齢者の問題は身近なことです。だから、だれもが自分のこととして考えやすい問題です。しかし、これ以外の問題は、だれもが直接関わるとは限らないため、どうしても気づくことができない場合があります。

そのため、障がいのある人、同和問題に関係する人、外国人、感染症にかかっている人、性別に違和感がある人などが、たとえば偏見や差別に苦しんでいたとしても、感じ取ることは出来ないかもしれません。

人権問題は、気が付かないまま生活をしていると、なかなか解決できません。

人権問題を解決するためには、正しい知識を学ぶこと、まわりの生活をもっとよくみつめて相手の立場になって考えること、間違いがあったら、勇気を出して直したり、指摘したりすることが大切です。

20世紀は人権が無視され、多くの人が戦争の犠牲になりました。その反省から、国際社会は「人権の尊重が平和の基礎」として、世界人権宣言を国際連合で採択しました。21世紀は「人権の世紀」と言われています。だれもが自分の願いや夢の実現のために、明るく生き生きと生活できる社会を、みんなで築いていきましょう。 ※1 採択（さいたく）… 会議で話し合った結果、認められ採り入れること。



自分たちにできることを考えてみよう。





弱いところで つながっていく

人権の絵本②「ちがいを豊かさに」（大月書店）より

菜の花は
じぶんでは動けないから
ハチに花粉をはこんでもらっている

ハチは
じぶんでは蜜をつくれなから
菜の花に蜜をつくってもらっている

わたしは
計算が弱いから
お兄ちゃんによく計算をたのんでいる

お兄ちゃんは
服のセンスがわるいから
わたしによく服の相談をする

子どもは
知らないことが多いから
大人からいろんな知識を学ぶ

大人は
忘れてることが多いから
子どもからいろんなおどろきを学ぶ

私たちはみんな
弱いところがあるから
その弱い何かで
ちがうだれかとつながっていける

走れない魚も
海があれば
行きたいところに泳いでいける
魚が動けないわけじゃない

泳げない獣も
陸があれば
行きたいところに走っていける
獣が動けないわけじゃない

それぞれに
必要な環境が
ちがっているだけのこと

それぞれが
自由になれる環境を
そこにつくっていけるかどうか

駅にエレベーターがあれば
車いすでも
行きたいところに電車でいける

じ ん け ん の 花

磐田市の小学校には、順番に「ひまわり」を育ててもらう「人権の花運動」に取り組んでもらっています。協力することや命の大切さ、やさしい思いやりの心を、みなさんに身につけてもらいたいと願っています。

令和7年度参加学校：磐田中部小学校、大藤小学校、竜洋西小学校、豊田南小学校、青城小学校

じんけんそうだんまどぐち 人権相談窓口

～相談したことのひみつは守られます～

なや こま かか そうだん
悩みごとや困りごとがあったら、ひとりで抱えこまないで相談してください。

こ じん けん ばん
子どもの人権110番 全国
共通
ぜろ ぜろ なな の ひゃくとおばん
0120-007-110 通話
無料

じ かん こ ども エスオーエス
24時間子供SOSダイヤル 全国
共通
な や み い おう
0120-0-78310 通話
無料

じんけんそうだんうけつけまどぐち
インターネット人権相談受付窓口
子どもの人権 SOS-8メール インターネット人権相談 けんさく 検索
インターネット人権相談 けんさく 検索

LINE **LINEじんけん相談**
LINE じんけん相談 けんさく 検索
LINE じんけん相談 けんさく 検索
こちらから友達登録してください

だれも
き
気がついてくれず、
どうしたらよいか
なや
悩んでいますか

じ ぶん どもだち
自分や友達の
あんぜん ふ ぶん
安全に不安は
ありませんか

どもだち せんせい
友達や先生、
か ぞく そうだん
家族にも相談できない
ことはありませんか

か てい ぼうりよく
家庭で暴力を
ふ
振るわれたり、つらい目に
あわされるなどの
ざやくたい う
虐待を受けて
いませんか

しょう
障がいのことや
がいこくじん
外国人であること
などを理由に
ふ とう ちがひ
差別や不当な扱いを
う
受けていませんか

がっこう
学校や
か ぶ かつ どう
クラブ活動などで
いじめや体罰を
う
受けていませんか

じょう
インターネット上に
わるくち た にん し
悪口や他人に知られ
たくないことを
か
書かれて
いませんか

せいべつ り ゆう
性別を理由に
ふ とう ちがひ
不当な扱いを
う
受けていませんか

み かた
あなたの味方になり
サポートしてくれる
人がいます。とにかく
相談してみましよう!



※1 不当（ふとう）…正しくないこと、適切でないこと、人の道にそむいた行い。

磐田市 健康福祉部 福祉政策課

〒438-0077 磐田市国府台 57 番地 7
TEL (0538) 37-4814 FAX (0538) 37-6495